

## IX 温泉成分分析機関登録申請

### 1 温泉成分分析機関とは

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は施設内の見やすい場所に、施行規則第10条で定められた温泉成分等を掲示しなければなりませんが、その温泉成分の分析は都道府県知事(他都道府県の登録分析機関でも可)の登録を受けた分析機関によって行われたものでなければなりません。

温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設について、当該分析施設の所在地の属する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

### 2 温泉成分分析機関登録許可申請について

#### (1) 申請書類

沖縄県温泉法施行細則第21号様式による(112ページ)。

#### (2) 添付書類

添付書類は「温泉法施行規則(省令)で定められた書類」、「審査の参考とする書類」を添付する必要があります。

##### ●温泉法施行規則(省令)で定められた添付書類

①	申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
②	申請者が個人である場合には、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
③	分析施設(法第19条第1項に規定する分析施設をいう)の見取図
④	温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類
⑤	申請者が法第19条第4項各号に該当しない者であることを誓約する書面(法人の場合にあっては役員全員が該当しないことを証する書類) ・所定の様式なし ・法人の役員全員の記名押印又は署名による誓約(書面は1枚にまとめてよい)
⑥	省令第14条第2項(IM泉効計又は液体シンチレーションカウンターの借用等)に該当する場合にあっては、その旨を証する書類

##### ●審査の参考とする添付書類

①	温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能を明らかにした書類並びに機具等を写した天然色写真
②	分析責任者が有する資格証の写し
③	分析責任者の温泉成分分析に関する経験及び研究成果の概要を補足する書類

#### (3) 温泉成分分析機関登録の有効期間

許可の有効期間はありません。

#### (4) 温泉成分分析機関登録申請の処理期間

基本的に1ヶ月程度かかります。

#### (5) 温泉成分分析登録機関の義務について

義 務 事 項	規 定	様 式
その事務所及び分析施設ごとに公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない	法第24条	施行規則様式 第2(78ページ)
温泉成分分析の求めがった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない	法第27条	—

#### (6) 変更及び廃止にかかる各種届出について

届 出 事 項	提 出 期 限	様 式
第21号様式に記載した事項に変更があった場合	遅滞なく	第22号様式
温泉成分分析の業務を廃止したとき		第23号様式

#### (7) 登録の基準

温泉成分分析登録機関の登録の基準は施行規則第14条で定められています。

##### (登録の基準)

**第14条** 法第19条第3項第1号の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる器具、機械又は装置（これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。）を保有していることとする。

- (1) ガラス製棒状温度計（日本工業規格B7411に適合するものであつて、目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）が0.1度以下のものに限る。）
- (2) 化学天びん（ひょう量が十グラム以上であつて、感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）が0.1ミリグラム以下のものに限る。）
- (3) 原子吸光光度計
- (4) 分光光度計
- (5) 水素イオン濃度計（日本工業規格Z8802に適合するガラス電極法による形式のものに限る。）
- (6) イオンクロマトグラフ
- (7) I M泉効計又は液体シンチレーションカウンター
- (8) 水銀用原子吸光分析装置

2 前項第七号に掲げる装置（これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。以下この項において「I M泉効計等」という。）については、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、申請者がその旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、保有することを要しない。

- (1) 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受ける旨の契約を締結しているとき。
- (2) 申請者が、I M泉効計等を保有している登録分析機関との間で、当該登録分析機関がI M泉効計等を用いて行う温泉成分分析を申請者に代わって行う旨の契約を締結しているとき。

(8) 温泉の分析方法

温泉の分析方法や分析結果の判定方法等の詳細は「鉱泉分析法指針(環境省自然環境局 平成14年3月)」に示されています(<http://www.env.go.jp/nature/onsen/bunseki/index.html>)。

(9) 温泉成分分析登録機関の登録状況(平成20年10月現在)

登録機関の名称	所 在 地	登録年月日	TEL
(財)沖縄県環境科学センター	浦添市字経塚720番地	平成15年11月18日	098-875-1941
(株)南西環境研究所	西原町字東崎4番地4	平成20年3月24日	098-835-8411